

課税取引金額計算表…〔表イ〕

この計算表は見本です。

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(平成 年分)

(事業所得用)

科 目		A	B	C (A-B)
		決 算 額	Aのうち課税取引に ならないもの	課税取引金額
売 上 (収 入) 金 額 (雑 収 入 を 含 む)		円	円	円
売 上 原 価	①			
	期首商品棚卸高	②		
	仕 入 金 額	③		
	小 計	④		
	期末商品棚卸高	⑤		
差 引 原 価	⑥			
差 引 金 額	⑦			
経 費	租 税 公 課	⑧		
	荷 造 運 賃	⑨		
	水 道 光 熱 費	⑩		
	旅 費 交 通 費	⑪		
	通 信 費	⑫		
	広 告 宣 伝 費	⑬		
	接 待 交 際 費	⑭		
	損 害 保 険 料	⑮		
	修 繕 費	⑯		
	消 耗 品 費	⑰		
	減 価 償 却 費	⑱		
	福 利 厚 生 費	⑲		
	給 料 賃 金	⑳		
	外 注 工 賃	㉑		
	利 子 割 引 料	㉒		
	地 代 家 賃	㉓		
	貸 倒 金	㉔		
		㉕		
		㉖		
		㉗		
		㉘		
		㉙		
		㉚		
	雑 費	㉛		
計	㉜			
差 引 金 額	㉝			

※ B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課 税 売 上 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額		
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	①	円
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②	
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③	
	農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④	
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤	
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥	
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦		
	⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧		
	差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨		
課税所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額	⑩		
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪		
	差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫		
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬		
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭		
	差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮		
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）		⑯		
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) _____ 円 × $\frac{100}{108}$ 税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑰	(1円未満の端数切捨て)	
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。 (注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。			

課 税 仕 入 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額		
事業所得に係る課税仕入高	営業等	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③2A欄の金額の合計額)	①	円
		①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③2B欄の金額の合計額)	②	
		差引課税仕入高 (① - ②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の③C欄の金額と③2C欄の金額の合計額)	③	
	農業	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1A欄の金額)	④	
		④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1B欄の金額)	⑤	
		差引課税仕入高 (④ - ⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の③1C欄の金額)	⑥	
不動産所得に係る課税仕入高		損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭A欄の金額)	⑦	
		⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭B欄の金額)	⑧	
		差引課税仕入高 (⑦ - ⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭C欄の金額)	⑨	
課税所得に係る課税仕入高		損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑩	
		⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪	
		差引課税仕入高 (⑩ - ⑪)	⑫	
業務用資産の取得に係る課税仕入高		業務用固定資産等の取得費	⑬	
		⑬のうち、課税仕入れにならないもの	⑭	
		差引課税仕入高 (⑬ - ⑭)	⑮	
課税仕入高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫+⑮)			⑯	
課税仕入れに係る消費税額の計算	(⑯の金額) _____ 円 × $\frac{6.3}{108}$ 税抜経理方式によっている場合は、⑯欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。		⑰	(1円未満の端数切捨て)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表2 控除対象仕入税額の計算表（一般用）

この計算表は見本です。

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目				金 額	
	課税売上額（税抜き）	①			円
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
	非課税売上額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			※申告書の⑯欄へ
課税売上割合（④ / ⑦）				[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧			※注2参照	
	課税仕入れに係る消費税額（⑧ × 6.3 / 108）	⑨	※注3参照		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください		
	特定課税仕入れに係る消費税額（⑩ × 6.3 / 100）	⑪	※注3参照		
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑬			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑪+⑫±⑬）				⑭	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑭の金額）				⑮	
課税5億円超又は 95%未満の場合 個別対応方式 又は一括比例配分方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯			
	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑱ × ④ / ⑦)	⑲			
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉑			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑] がプラスの時	㉒	※申告書の④欄へ		
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額) ± ⑳ ± ㉑] がマイナスの時	㉓	※申告書の③欄へ		
貸倒回収に係る消費税額				㉔	※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑱欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ③欄と②欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書（一般用）

この申告書は見本です。

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日)
の 場合 の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
消費税額	②	0 0 0 03	
控除過大調整税額	③		
控除税額	控除対象仕入税額	④	08
	返還等対価に係る税額	⑤	09
	貸倒れに係る税額	⑥	10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	13	
差引税額(②+③-⑦)	⑨	0 0 15	
中間納付税額	⑩	0 0 16	
納付税額(⑨-⑩)	⑪	0 0 17	
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	0 0 18	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	0 0 20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	0 0 52
譲渡割額	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	0 0 54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0 55	
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒	0 0 56	
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉓	0 0 57	
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0 59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	60	

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	33
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	41
		一括比例配分方式	<input type="checkbox"/>	
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除	
特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input type="checkbox"/>	基準期間の課税売上高	千円	
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額	
	3%分	千円	円	
	4%分	千円	円	
⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額		
	4%分		円	
	6.3%分		円	
還付を受ける金融機関等	銀行	本店・支店		
	金庫・組合	出張所		
	農協・漁協	本所・支所		
	預金	口座番号		
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
※税務署整理欄				
税理士署名押印	Ⓔ (電話番号 - -)			
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有			

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
 - その他の項目
 - リバースチャージ方式による申告
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等